

○浦安市低入札価格調査委員会規程

平成11年 4月30日

訓令第10号

改正 平成12年 4月21日訓令第 5号
平成13年 6月29日訓令第11号
平成16年 4月20日訓令第 7号
平成17年 3月31日訓令第 5号
平成18年 3月31日訓令第 5号
平成19年 3月30日訓令第10号
平成20年 5月14日訓令第 6号
平成21年 4月13日訓令第 9号
平成22年 4月15日訓令第 8号
平成24年 3月30日訓令第 5号
平成28年 3月31日訓令第 3号
平成30年 4月 1日訓令第 6号
平成31年 4月 1日訓令第 1号
令和 5年 3月29日訓令第 5号

(設置)

第1条 浦安市が発注する一般競争入札で執行した工事の請負契約において、予定価格の制限の範囲内で当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で入札した者に対し、その履行の可否について調査を行うため、浦安市低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、一般競争入札において予定価格の制限の範囲内で調査基準価格を下回る入札をした者（以下「入札者」という。）がいた場合に次に掲げる事項について調査する。

- (1) 入札者の調査に関すること。
- (2) 契約内容に適合した履行の可否に関すること。

(調査事項)

第3条 前条に規定する調査は、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の方法により次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 契約対象工事を行う現場付近における手持工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事を行う現場と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条
件）
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事及び当該工事の発注者
- (10) 経営内容
- (11) 公共工事の成績状況
- (12) 経営状況
- (13) 信用状態
- (14) その他の必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 総務部長
- (2) 企画部長
- (3) 財務部長
- (4) 市民経済部長
- (5) 環境部長
- (6) 都市政策部長
- (7) 都市整備部長
- (8) 教育次長

(9) その他審査に付された案件を担当する課の長等で委員長が必要と認めるもの

(平12訓令5・平13訓令11・平16訓令7・平17訓令5・平18訓令5・平19訓令10・平20訓令6・平21訓令9・平22訓令8・平24訓令5・平28訓令3・平成30訓令6・平成31訓令1・一部改正)

(職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、財務部長の職にある者が、その職務を代理する。

(平13訓令11・平19訓令10・一部改正)

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、その委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議資料の作成等)

第7条 委員会の庶務担当課は、第3条に規定する調査事項資料の作成及びその他必要な資料の収集を行うものとする。

2 会議に付した秘密を要する資料は、委員会の庶務担当課が会議終了後、直ちに回収するものとする。

(報告)

第8条 委員長は、委員会の会議の結果を速やかに市長及び当該調査に係る工事担当課に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、財務部契約課において処理する。

(平13訓令11・平19訓令10・平21訓令9・一部改正)

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (平成12年4月21日訓令第5号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成13年 6 月29日訓令第11号）

この訓令は、平成13年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年 4 月20日訓令第 7 号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成17年 3 月31日訓令第 5 号）

この訓令は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 3 月31日訓令第 5 号）

この訓令は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月30日訓令第10号）

この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 5 月14日訓令第 6 号）

この訓令は、平成20年 5 月15日から施行する。

附 則（平成21年 4 月13日訓令第 9 号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成22年 4 月15日訓令第 8 号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成24年 3 月30日訓令第 5 号）

この訓令は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月31日訓令第 3 号）

この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 4 月 1 日訓令第 6 号）

この訓令は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 4 月 1 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月29日訓令第 5 号）

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。